

第1回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成19年1月29日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場 所 県庁西庁舎12階 講堂

(3) 出席者

ア 委 員

清水修二(委員長) 安齋勇雄 江川和弥 小川静子 北川圭子 佐々木廣充
須田光江 田崎由子 松野義廣

イ 県 側

副知事 総務部長 総務部参事(入札等制度改革プロジェクトチーム主任)
総務部参事(入札等制度改革プロジェクトチーム副主任) 総務部総務予算参事
行政経営参事 人事参事 農林検査参事 建設行政参事 総務部総務予算主幹
建設行政主幹

(4) 次 第

ア 開会

イ 委嘱状交付

ウ あいさつ

エ 事務局紹介

オ 議事

- (ア) 福島県入札制度等監視委員会の機能について
- (イ) 福島県入札制度等監視委員会の会議の公開に関する取扱要領(案)について
- (ウ) 「入札等制度改革に係る基本方針」及び実施状況について
- (エ) 平成19年4月～9月における条件付一般競争入札の導入工事について
- (オ) 契約事務改善の基本的方針(改定案)について
- (カ) 福島県入札制度等監視委員会への報告事項に係る資料等の見直しについて
- (キ) 各委員の意見交換
- (ク) 今後のスケジュールについて
- (ケ) その他

カ 閉会

2 発言内容

【総務部総務予算主幹】

定刻となりましたので、ただいまから第1回入札制度等監視委員会を開会いたします。

本日は、要綱を改正して新たな体制となってから初めての委員会となりますので、委嘱状の交付を行います。

御名前をお呼びいたしますので、委員の皆様方にはその場で御起立をいただきますよう、お願いを申し上げます。

なお、初めに清水委員長から、続けて各委員を五十音順で進めさせていただきます。

(委嘱状交付)

なお、羽田則男委員におかれましては、御都合により欠席との連絡をいただいておりますので、御報告申し上げます。

それではここで、内堀副知事からごあいさつを申し上げます。

【副知事】

皆さんこんにちは。

監視委員会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、ただいま御就任のお願いをいたしましたところ、大変それぞれお忙しい立場でありながら、御快諾をいただきましたことを、まず心より感謝申し上げます。

さて、昨年の後半、一連の事件がございました。

福島県政本当に激動という状態でございます、やはり年末の重大ニュース等を見るにつけ、本当に切ない思いがいたしたところでございます。

その間、新しい知事が誕生し、そして、県においては、検証委員会あるいは県議会の特別委員会の御提言を受けまして、年末ぎりぎりになりましたが、入札改革に当たっての基本方針案を取りまとめることができました。

この内容は皆様御承知のとおり、全国的にみても大変厳しい改革の内容を含んだものになっておりまして、こうした事件を二度と起こさないという決意表明となっておりますのでございます。

年が改まりましたが、この決意表明、表明したところで終わりというわけにはまいりません。

この決意を県民の信頼を裏切らないようにやはり形にし、そして、実行していくことの方がより重要であり、また、さらに難しい課題を含んでおります。

本日、新しくこのような形で発足した委員会は、まさにそういった実行面、あるいは運用面のこの入札改革の今後の在り方というものを決定する大切な審議の場であると考えております。

昨年の一連の事件というものは、私どもにとって忘れてはいけない大切な歴史の1ページ、教訓、反省の1ページであろうと思います。

しかし、これを決して未来の1ページ、すなわち二度と起こしてはならないということは誰もが感じておられることだろうと思います。

この未来の1ページにしないための厳正な入札改革、そして、それを形にしていくという役割をぜひ皆さんに一部負っていただき、私どもなりに一生懸命やっていくと、そのような気持ちで、今、感じておるわけでございます。

今後、この入札改革というものを形にしたから、あるいは、ある程度実行の目途がついたからといって、それで終わるものでもございません。

この委員会は、私どもの今後の取組みというものを、またチェックをしていただくという機能もあるわけでございます。

入札改革には終わりがありません。

不断の入札改革というものを、また皆様方にしっかり見ていただければありがたいと、このように考えておるわけでございます。

今後、それぞれお忙しい立場の中、この委員会の審議に積極的に参加していただくように、何とぞよろしくお願ひ申し上げ、また、私どもが二度とこういった事象を起こさないようにしっかりと取り組んでいくという決意を改めて表明いたしまして、開会に当たっての御挨拶いたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

【総務部総務予算主幹】

副知事につきましては、所用によりここで失礼させていただきますので、御了承願ひたいと思います。

続きまして、本日、説明のために出席しております事務局の職員について、御紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

なお、人事参事がこの後出席する予定でございますので、申し添えさせていただきます。

それでは、清水委員長よろしくお願ひをいたします。

【清水委員長】

皆さん、本日は御苦勞様でございます。

また、初めて委員になられた方どうぞよろしくお願ひします。

今、副知事から御挨拶ありましたように、入札改革、制度の枠組みは、入札等制度検証委員会で提言をしたものに基づきまして、おおむねできました。

これからはその制度改革の具体的な中身を詰めていく作業が必要でありますし、改革をして実施した後、それを検証するという仕事があるわけでありまして、入札制度改革は前半終わって、後半に入ったのかなど。

終わりがないと副知事がおっしゃったですね、なかなか大変なことだと思います。

この委員会の役割も大きく膨らみまして、単に公共工事の入札の執行状況をチェックするという役割に留まらず、制度の改革についても引き続き提言をしていくことになるかと思えます。

公共工事以外の県の事業についてもチェックしていくこととなります。

また、談合情報に対する対応に関しましても、近々これを拡大するという予定になっておりまして、なかなか大変な委員会になったということですが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

では、会議を進めさせていただきます。

今日の議事は次第にあるとおりでありまして、8つの議題が用意されております。

最初の議題「福島県入札制度等監視委員会の機能について」、それから2つ目「福島県入札制度等監視委員会の会議の公開に関する取扱要領(案)について」、この2つについて、まず、事務局から御説明をお願いします。

【行政経営参事】

(資料1及び資料2により説明)

【清水委員長】

この委員会は、設置要綱に基づいて存在しているわけですがけれども、この間、改革の議論の中で、弁護士の佐々木先生からも、要綱ではなくて条例によって設置する委員会に改革すべきであるという御意見があって、そのようにこの委員会で提案し、先ほど話があったような扱いになったわけです。

それでちょっと確認したいんですけど、2月の議会で条例ができた場合、その際に要綱というのはなくなるんですか。

【行政経営参事】

条例のつくりを申し上げますと、附属機関の設置条例につきましては、委員会の名前と役割・機能についてのみ記載されます。

条例のつくりとして、それ以降のものについては、規則あるいは要綱等に委任されますので、何らかの形で規則で定めるのか、要綱で定めるのか、基本的には、規則になると思いますが、そういう形で具体的な運用、具体的な項目についてはそういったところでこれから検討させていただきたいと思ひますし、先ほど申し上げましたように、調査検証についての具体的な手続とか、具体的に何をやるか、そういったものは、別途定めさせていただきたいと思ひております。

【清水委員長】

そうすると、新たにつくられる規則なり要綱なりで、今回、今日、提案のあったものと異なる部分が出てくるわけですね。

つまり、今、説明いただいた要綱は3月いっぱいまでのものであって、4月1日からは新たな条例に基づく規則なり要綱なりがスタートする。

そういう風に理解すればよいですね。

【行政経営参事】

まさしくそうでございますので、具体的にはその調査検証機能については、当然この委員会が関わってきますので、それについては、別途、年度内には具体的なやり方も含めて議論いただいて、4月に間に合うようにしたいと思ひますので、なお、当面、今回の資料1の入札制度等監視委員会の設置要綱につきましては、年度内限りという形になると思ひます。

【清水委員長】

委員の任期は、そうすると、新しく就任された方は3月までで1回切れて、そこから2年間が始まるのですか。

【行政経営参事】

ちょっと手続上の話になりますが、現在、今日、皆さんにお渡ししたものにしましては、現行監視委員会、その要綱を改正したものですから、監視委員会の在任期間という形で委嘱期間を設定させていただきました。

ただ、今度は条例設置の審議会という形になりますと、一旦また別の位置付けになりますので、この委員会を一度3月までで閉じていただいて、全ての方が新たにそこからスタートとい

う形になりますので、一度形式としては3月末で閉じて、廃止という形になります。

条例設置の審議会として4月から再スタートという形になるかと思えます。

【清水委員長】

旧委員は1年任期が延びたような形になるのですね、実質的に。はい、わかりました。

今、2つについて、御説明いただきましたが、委員の皆さんから質問等ございますでしょうか。

(質問なし)

それでは、もう1つ私の方から質問ですけれども、審議の公開、非公開は委員長が判断することになったようですが、どういう場合に非公開になるかという基準がここに書いてあるわけですが、審議する場合には当然事業者の固有名詞が出てくるわけですよね。

固有名詞が出てくるから公開できないということはないですよね。

そこはハッキリさせておきたいと思えます。

(事務局うなづく)

それだけです。

ほかに何かございませんか。

新委員の方から何かあれば。

(特になし)

なければ、今の件について、特に会議の公開に関する取扱要領、提案のとおり決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、そのようにいたします。

本日から施行するということにいたします。

続きまして、議事の3つ目、「『入札等制度改革に係る基本方針』及び実施状況について」、4つ目「平成19年4月～9月における条件付一般競争入札の導入工事について」及び5つ目「契約事務改善の基本的方針(改定案)について」御説明をお願いします。

【建設行政参事】

(資料3により説明)

【行政経営参事】

(資料4から資料7により説明)

【清水委員長】

意見交換は後で時間をとります。

今の説明に対して質問を出していただきたいと思えます。

意外と大分長々たくさんありましたものですから、新しい委員の方はどうも腑に落ちないということがあったのではないかと思えますが、どうぞ遠慮なく質問をしていただきたいと思えます。

【江川委員】

江川といいます。

ちょっと教えてほしいのですが、これまで平成15年度から一般競争入札を一部施行していると先ほど事務局の方からあったのですが、その時の落札率ですね、どのくらいの落札率となっていたのか教えてください。

【清水委員長】

事務局の方からお願いします。

【建設行政参事】

資料3の6ページを御覧いただきたいと思えます。

それで下から4段目の条件付一般競争入札の平成15年度、農林水産部3件、土木部26件とありますが、そこで平均落札率が記載されております。

例えば、平成15年度農林水産部3件の平均落札率が91.61%、土木部ですと26件、平均落札率が94.73%、ちなみ平成17年度ですと、農林水産部26件が94.18%、土木部93.18%ということで、土木部ですとちょっと下がっている傾向があるかなと思っております。

【清水委員長】

指名競争入札と比べてそんなに落札率が下がるわけでもないようですね。
ほかに、御質問はないですか。

(特になし)

ちょっと、私から確認をまたいたしたいんですが、資料4の9ページの付記の部分で、業務委託や物品購入について、この委員会で検討の対象とするというのが、後で審議してもらいたいという風におっしゃっていたけど、要綱の見直しに含まれていると考えていいんですよね。

これが1つです。

それから2番目ですけれども、3000万円のラインで当分一般競争入札を導入という、これは今日ここで審議をして決めるわけですね。

それからもう1つ随契の件なんですけど、随契の資料の7の2ページに書いてある部分、10万円未満云々というのは、今日審議して決めることなんですか。

以上ですが。

【行政経営参事】

まず、第1点目は、先ほどの要綱にありますとおり、入札及び契約の適正化に係る重要事項についてということで、基本的にこの部分について改正させていただきましたので、御了承いただきたいという主旨です。

【清水委員長】

これはもう決まったことですね。

【行政経営参事】

はい、そうです。

これはもう既に要綱を改正しております。

それから資料6の3000万円がどうかという件につきましては、御意見をいただいて、県として最終的に決めていきたいと考えておりますので、その辺の御意見を。

【清水委員長】

委員会としての意見をまとめるということですね。

【行政経営参事】

そうですね。

それから資料7の2ページ目10万円未満の件ですが、これについても当然御意見をいただいて、どうなのかなと思っておりますので、それも併せて。

【小川委員】

先ほどの入札参加資格制限期間の改正について、24カ月まで延長できるということですが、地方自治法の改正で延びるという案があるということでしたが、どの程度延びる案なのですか。

【行政経営参事】

まだ、報道段階なんですけど、3年、36カ月にしたらいいんじゃないかという話が出ておまして、そう報道されているところですが、正式には、まだ、具体的に法案審議のルールに乗っているという状況ではございません。

【清水委員長】

ほかに特に御質問ございませんか。

【安齋委員】

資料5の最後のところの再就職の部分なんですけど、2番目の適用の範囲、知事部局だけとなっているのですが、県警と教育委員会は、また、別途定めるのですね。

それともう1つ、5の(1)公表対象が参事ポスト以上になっているんですが、今まで問題となったのは知事部局の方では、もう少し下のランクの方が天下りしてるのではなかったんですか。

それと参事ポスト以上だけでいいのか、その辺ちょっとお願いします。

【人事参事】

お答えいたします。

まず、適用の範囲の話がございましたが、これは各任命権者ごとに実施するということがございますので、ここでは私も知事部局の案ということであげておりますが、各任命権者の方

に、これを事務的にはもう既にお伝えしております、同じような形での実施をお願いしてくるということになるかと思います。

それから再就職状況の公表ということですが、公表対象職員ということで、本庁の参事職以上ということをお願いしたいということでございます。

入札の問題点で指摘された有利な取り計らいにつながるということから考えますと、参事ポスト職以上でよろしいのではないかと考えてございます。

【清水委員長】

安齋さん御意見あると思いますから後でちょっと議論しましょう。

これについては、私の方からも質問したいんですけど、再就職状況の公表の部分で、「本人及び企業等の同意を得た上で」と書いてありますね。

入札等制度検証委員会では、私の記憶では、本人の了解をとることはありましたけれども、「及び企業等の」、つまり就職先の了解まで必要だという話はしなかったように私は記憶しているんですけど、これは新たに加えたんですか。

【人事参事】

はい、お答えいたします。

具体的な個人の話になるわけですが、会社名を含めて特定の名称を公表することとなりますので、個人と企業と双方の同意が必要なのであるかと考えております。

【清水委員長】

私の質問は「及び企業等」というのが新たに加えられたのかどうかということだったのですが。

今の説明だと検証委員会では個人という話しかでなかったけど、そちらの判断で「及び企業等」を加えたと理解できるんですが。

【行政経営参事】

検証委員会では、本人の同意という話になってございました。

その後実務的にはですね、公表する際、具体的な企業等とその役職名を公表するということになれば、やはり手続上企業等の同意が必要ではないかということになりまして、それは付け加えてございます。

【清水委員長】

そうですね。

なんか公表できなくなっちゃうんじゃないかという気がしますがね。

これももうちょっと後で議論したいと思います。

ほかに質問はございませんか。

【須田委員】

須田と申します。

私初めてこの委員会に加えさせていただいた者ですけど、この委員会に監視という言葉がついている、かなり厳しい委員会だと思ひまして、私は経済界から来ている者ですけど、やはり経済界の疲弊というものが、ますます激しくなってくるということで、すごく私自身経済界が落ち込んでしまうのではないかと憂慮しております。

厳しくやっていただくのは結構でございますけれども、県の業者に対する思いやり、そういうこともある程度考えて、一般競争入札の導入ということが書いてありますけれども、やはり、私福島県に税金を払っている者として、やはり福島県民にある程度還元されよう入札制度を考えなくてはならないのではないかといい思ひで、私はこの委員会に入りました。

本当に厳しい、もちろん、今、クリーンということで進めたいと思っておりますけれども、やはりそういうことも考慮しながら進めていただければ大変ありがたいと思っております。

【清水委員長】

はい、そういったようなことは後でちょっと意見交換したいと思っております。

質問がなければ次に進んでよろしいですか。

【江川委員】

ちょっと教えてほしいんですけど、競争入札になると事務コストがかかるということで、具体的にどのくらいかかるのかということをお願いしたいということと、総合評価方式ということ

を考えていらっしゃるということで、総合評価方式の評価はどなたがする総合評価なのかということをお教えしてほしいのですが。

【行政経営参事】

まず、事務コストでございます。

一般競争入札で先ほどの事務コストに関して言いましたのは、事前審査、事後審査をどうするのかというところでございます。

事前審査で行った場合、すべての企業が要件に合致しているのかをチェックをするということでやりますと、非常に雑ばくな計算でわかりにくくて大変申し訳ないんですが、入札の在り方にもよるので幅をとらせていただきますと、50人ないし100人増員しないと、そのくらいにしないと間に合わないであろうという試算がございますので、そういったことも含めまして、事後審査にして落札予定者のみを審査して契約を進める、そういった事後審査方式がどうかということでございます。

人数の間50人も幅があるのはなんだという話もあるわけですが、入札の方式によって変わりますので、そういうわけで雑ばくな数字で申し訳ないんですか、かなりの人数が必要で、事後審査にしないと間に合わないということでもあります。

【清水委員長】

江川さんがお尋ねになったのは、実際どのくらいかかっているのかということではないんですか、今現在。

そうではないんですか。

【江川委員】

今の答えで結構です。

要は、郵便入札についての絡みだったんですけど。

【清水委員長】

今現在、その業務に従事している人は何人ぐらいいるんですか。

【行政経営参事】

従事している人数は今手元にありませんが、事前審査をやればこれくらいの人数が増えるということです。

【建設行政参事】

総合評価の評価の関係の御質問ですけれど、評価項目につきまして職員がまず点数を付けます。

ただ、職員といたしましても審査部会という複数の方で判断して点数を付ける。

それを総合評価委員、総合評価委員は大学の先生、日大の先生、それから福大の先生、高専の先生方をお願いしております、その先生方の意見を聴かなければならないということになっておりますので、最終的にはその先生方の意見を聴いて、最終的な判断は県が行うということになっております。

【清水委員長】

総合評価方式については、プラスの面のある反面、マイナスの面もあるのではないかと議論はやっているんです。

ただ、具体的には始まったばかりなので、実際の事例に即してこれからチェックしていくということになるかと思えます。

今、総合評価の委員の話がでましたけれども、委員会は開催するんですか、個別案件について委員に意見を伺うということになるんですか。

専門家に、建築の専門家とか。

【建設行政参事】

案件によっては、会議形式もありますけれど、やはり件数が多くなれば、それぞれの個別の先生方に、例えばいわきの方部についてはいわき方の先生に、2名以上の委員の方からの意見を聴かなければならないということがあるものですから、場合によっては会議形式と個別形式との併用も考えられるということになります。

【清水委員長】

少なくとも総合評価方式に関して、この委員会でいろんな議論を経て評価されるということ

ではないということです。

ほかに何か。

じゃあまた、後で質問あったら出していただいて結構です。

議題の6つ目「福島県入札制度等監視委員会への報告事項に係る資料等の見直しについて」、これを説明してください。

【建設行政参事】

(資料8により説明)

【清水委員長】

補足いたしますと、今の資料の2ページ以下のデータは、今までこの委員会には出されていませんでした。

これまでは、抽出した個別案件のデータだけが出ていたということでありまして、全体像を掴むことができなかったんです。

また、抽出は必ずしも完全な無作為ではありません。

入札の方法別に選んで1回につき5件、年3回ですから15件ですけれども、3000件ある工事のうち、それだけをチェックするという方法でありまして、かなり限界があるということです。

ですから、今、提案がありましたように、2段階方式で書面審査ということを入れて、最終的には時間の制約もあって5件程度ということですが、もう少しチェックの密度を高めることが必要であろうということでもあります。

さて、何か質問ございますか。

【田崎委員】

従来の今までの件数は一応5件ということで、そこから何件ということで範囲を決めてそこから選んでいたわけなんですけど、範囲と件数がいまいちどうかというのがちょっとあるんですね。

例えば、条件付一般競争入札から1件ということに現在なってますけど、今後のことを考えると、一般競争入札が多くなってきますし、件数が多くなるとどの辺が多くなるのかというのが今の段階ではちょっとわからない点がありますが、対象となる範囲と件数をこのままでいいのかというのがちょっとあります。

【清水委員長】

これも、ちょっと協議したいと思っておるんですけども、スケジュールの提案が後でありまして、この委員会は年3回ではなく、もっと頻繁に開くということがおそらく想定されておりまして、いつものやり方でチェックするという会議以外にもですね、別途サンプルを抽出して特にテーマを設けた検討の会議を開くということも想定されていると思います。

ですからかなり柔軟に、今までの抽出方法についても、当然この委員会で見直そうということになれば、直すことができますので、これは意見を出していただきたいと思っております。

質問はほかにありますか。

(質問なし)

じゃあ、議題はですね7番目で意見交換というところに入ります。

今までいろいろと説明されてきたこと、取り組み方でも結構でございますので、検討会を持ちたいと思います。

先ほど、須田さんからですね業界のことも考えなければならないという問題提起もありましたので、そういうことに関する御意見でも。

【佐々木委員】

まず、審議のやり方について検討していただきたいんです。

今言った1から6までは、従来の委員会の方で答申したことに対して、とりあえず県の関係部局の方で扱ってきた状況の報告ですよ。

要はあと35分間しかないわけですよ、その間にどういう風に順序付けて、どれが1番重要で、それからいつまでやらなければならないことではないと。

本来議事の進め方というのは委員長入っていただきたい。

今、事務局から聞いた限りからすると、1番喫緊の課題であるのは2月に条例が出されると。

条例についてどういう風になっているかということが一番実は大事なわけですね、この委員

会の根拠がどうなるのか。

また、条例にしてほしいといったのは、元々この委員会の権限の中に談合情報とか、あるいはそういった入札に関することについて監視をするという時に、従来は何も実際にはできない、権限がありませんと、何にもできなかつたわけですね。

私は昨年4月に就任してから一貫してそのことを言ってるわけですけど、従来の要綱では全くこの委員会は飾り物で、何もできないんじゃないかと。

従って、きちんとした権限を持つ条例をつくるようにすべきだと終始一貫して言ってきたわけですけど、条例化するという意味は、情報があった時にどういう風に対応するかということであると、まず、関係部局の人に対して、我々委員会として独自に調査をしたりする資料を提出させることができるのかどうか、これはいくらでも事実上できるかと思うんですが、じゃあ談合情報で、そのようなことがあったんですね、私が就任する前のことなんですけれど、しかし、結果的には情報はあったけど、具体的には事実調査というのは委員会として何もやってません。

それから、もしそういう情報が提供された時に委員会として調査するとすると、実は、その情報提供者に直接会うのかどうかということになると、条例で少なくともそういう人に対して義務付け規定を置かないと、調査権限があって相手がそれに応じないときにどうするのかと、これは罰則とかですね、そういうこともきちんと決めてもらわないと、委員会といっても検証なんかできない委員会になる。

それについては、何も言われていないし、具体的に、あるいは聞かれてない。

一番大事なんです。

それに基づいて規則をどうするのかということも一番大事なんです。

それを2月の定例議会に出すのだとすれば、その点についてきちんと報告していただいて、この委員会としてそういうこときちんと議論する。

例えばですね、条例の中に知事が我々が出した意見について尊重するとかね、そういう尊重義務だつて入れることができる。

尊重義務を入れるとどうなるかということ、ここで決まったことが実際はかなり拘束性を持ってやっていただける。

先ほど委員長がおっしゃた、例えばせっかくこれは検証委員会でやった中で、我々は職員の同意があればできるといった委員会の答申が、企業の同意というのが入ってきた。

答申を尊重する義務を謳ってれば、そういうことはなかなかしにくいんです。

ですからそういう大事なところをきちっと我々としては言うべき。

我々は答申したことについて、どういう風に相手方の方で、執行するのは実際県当局ですから、検証したことについて、我々委員会に報告する義務を付けておく、報告義務を課すということですね、そういう大事なところをきちっとやっていった方が、私はいいと思います。

それから、今日出されたことについて、この後30分の間に、そういうことで委員の方の認識が大分皆さん違いますから、新しくなられた方かなりちょっと大変だろうと思って。

だとすれば、今日にもね、意見の結論を出す、おそらくタイムスケジュール的に出さなきゃいけないということでもないんで、それを確認して、次回の委員会までにね、十分に意見を踏まえた上でどうするのかを決めるのか。

それは委員長の方でまず仕切っていただきたい。

【清水委員長】

まず、3時半にどうしても終わらなければいけないというわけですか。

【佐々木委員】

私は、4時から別の会議の主催者なので。

【清水委員長】

そうなると3時半までに終わらなければいけませんね。

この委員会で何を確認すればいいのかということですね。

それで、ここで必ず今日審議していただきたいということで求められている点が、いくつかあるかと思うんですよ。

一番大事なのはこの委員会のやり方についてですね、資料8に関わる検討かなと思うんです

けど、そのほかに、たぶん3000万円の件ですね。

こういう線で、条件付一般競争入札を半年間スタートするというこの委員会に意見が求められてますし、それから随契10万円問題ですね、これはかなり重要な問題だと思ってるんで、江川さんがやっているNPOなんかにとっては、非常に大きな影響がありますので、是非意見をまとめたいという風に思ってます。

先ほどの条例の件に関しましては、資料1の下の条例改正案の内容ということで、談合情報の調査検証機能を付加するということが説明されておりましたが、さらに、その内容に関しましては、まだ、議会に出していない条例案を、ここですね、詳細を説明するのは難しいというのわかりますが、どういう条例案が予定されているのかということ、どこまで条例に盛り込み、どこから先は規則なり要綱なりを定めることになるのか、あるいは、規則・要綱をつくる際に、この委員会の意向を一定程度反映されるような手続になるのかどうか、その辺を教えてください。

【行政経営参事】

まず、条例のつくりでございます。

附属機関の設置条例というのは、附属機関の名称と担当事務という形になってございまして、具体的には資料1の5ページの委員会の事務、担当事務なんですが、委員会の事務、第2条の1から4までございます。

それにプラスですね先ほどいいました入札及び契約に係る談合その他不正行為に関する事項というのを加えまして、談合情報の調査ですね、そういったものを加えまして、担当事務という形で位置付けをしたいと考えております。

それ以外の細目につきましては、先ほども申しましたように規則等々において定めたいという風に思っておりますので、それについては、具体的な在り方も含めてこの委員会でご議論をいただきたいと思っております。

その調査権限を条例に位置付ける等の話がございしますが、当然、附属機関の場合、県の附属機関という形になりますので、独立したいいわゆる例えば公正取引委員会とか、各種行政委員会等々とは違い、県の附属機関ということになりますので、県の権限の範囲内で当然そういったことをおやりいただくという形になりますので、その県が持っている権限をまず整理をさせていただいて、どういったことが例えばできるのか、先ほど佐々木委員の方からもお話ありましたように、企業を呼んで企業から資料を出させる権限がどこまであるのかとかですね、そういった県の権限として付与されているものがございまして、そういう整理をさせていただきまして、じゃあ、当分、この委員会でもどこまで具体的に踏み込んでいけるのかという議論は出させていただきますたいと思っております。

いずれにいたしましても、附属機関はさきほど申しました県の機関の附属機関でございますので、当然、県の権限を超えてはできないものでございまして、県の具体的な権限を整理をさせていただきまして、その中で議論する、要は規則それ以下のことで規定上はこと足りるとう考えでございます。

【清水委員長】

ですから、具体的な調査権限の内容については、二度あるいは三度必要な、この委員会でも触れることとなりますので、今日、この後協議する時間がない

【佐々木委員】

先ほど言った、我々委員会が答申したときに、その後の

【清水委員長】

尊重義務ですね。

そこはどうなんですか。

【行政経営参事】

これはですね、地方自治法上の、今までは要綱設置ということで、地方自治法の位置付けは附属機関でございますので、当然、そういったいろいろ我々が調査審議をお願いする機関になりますので、当然、尊重するというか、すべて果たせるというわけではないですけど、尊重する努力、そういった義務はございまして、そういう意味では、要綱設置からいわゆる地方自治法に基づく附属機関というところで、相当程度そういった委員会の機能、役割は変わって

くると考えてございます。

【清水委員長】

条例にそういう文言を入れる入れないに関わらず、

【行政経営参事】

自治法上の位置付けというのがそういう形になっております。

【清水委員長】

佐々木さんは取えて文言として掲げると。

【佐々木委員】

例えば規制緩和のための政府の特別委員会とか、法律に基づいてつくったものではありませんけどね。

【行政経営参事】

法律のつくりでいきますと、今、佐々木委員がおっしゃたように、特別な法律に基づいて設置するもの等々については、個別規定をしなければならないんですが、こういった一般の附属機関につきましては、自治法上の附属機関と謳うだけで、そういった特別な法律に基づく授権はいらないので、特別法と一般法との関係であるという風に御理解いただければと思います。

【清水委員長】

そういう意見が出たということは記憶に留めてください。

それでは、時間の制約がきついということで、先ほど、佐々木委員から出た意見に関しましては、後で、ちょっと意見交換をすることといたしまして、当面、まず、やはり3000万円の件から。

これが3000万円にするのか、5000万円にするのか、それ以外にするのかというような、極めて具体的な問題でありまして、これは結構大きい問題ですから、ここで決めることではありませんが、意見として協議をしたいと思うわけです。

それで、資料6、1ページの下の方に、それから2ページ目とありますけれども、こういう4つくらいの選択肢を設けた上で、の3000万円という線で、上半期発注していくことについて、金額割合では74.5%、件数でいいますと37.6%を、来年度は変わる、そういうことでよろしいかどうかという意見を求められているわけで、これについては、安齋さんいかがですか。

【安齋委員】

検証委員会で検討した時はですね、一気にできないんで段階的にとということで、私個人としては、あの時も申し上げたんですが、実は宮城県では1000万円で切っているんですが、それに至るまでにいろいろ試行錯誤するのに2年間かかったんです。

それよりは短くなるだろうけども、1年か2年くらいで何とかやってほしいと申したら、大至急やれということで、10月から全面的導入ということでありますので、試行段階で3000万というのは、私は検証委員会の方針からすれば十分だと思います。

【清水委員長】

県の側の準備ということよりも、むしろ業界側の準備に若干時間がかかるという配慮だと思います。

ほかに、皆さん、特に御異議ございませんか。

【須田委員】

これに入れる事業者が何人いるかというのが心配だと思います。

心配の方が私の方としてはございます。

ですから、本当によくよく考えて、物事やっていかなければならないと思います。

勉強不足で私も十分な話はできませんけれども、あれこれ聞くと、うちはダメかなとか声が聞こえます。

何か不安になりまして、心配だなと思う気持ちはございます。

条件付と申しまして、それはどんな条件が付くのか分かりませんが、それによって県内の業者が多く参加できれば良いと思います。

【清水委員長】

地域要件とあとは無資格者排除のランク、この2つが主要な要件となります。

その決めの仕方によっては、

はい、安齋さん。

【安齋委員】

若干、質問に対する答えをしゃべりますが、マスコミ報道なんかを見ますと、業界の方でも私ども検証委員会が言ったことをちょっと誤解しているような感じがあるんですが、我々別にオールジャパンで入札制度をやれと言っているわけではないんですよ。

オールジャパンであれば、一般競争入札ですね、該当は24億以上のやつ。

我々検証委員会で条件付一般競争入札で落ち着いたのは、福島県に本社がある会社を中心として30者から50者程度、そこを第一に入札に参加させましょうというのが一番のポイントなんです。

だから、業界の方が問題にしているような形で、入札制度が変わるから云々というのはそれほど私は影響がないと思います。

もう一つ、1000万円未満というのは、地元の零細企業が多いんです。

それは逆にいろんな条件を付けますと、条件を満たすことができないので、問題ではないか、地元の業者を守ろうということで、かなり検証委員会としては、県内の業者の育成を考えながらやっています。

ただ、検証委員会で問題となったのは、地産地消という言葉でどうも誤解がされている。

いかにも、地元の業者にだけ発注するというので。

元々地産地消という農業の分野で、農産物の分野であるこだわりなんだと。

それを土木、入札の言葉で使っちゃった。

それが誤解を招いた。

それから、先ほど税金がある程度県内業者が云々ということだったんですが、後で検証委員会の最終報告書を御覧になっていただくと分かるんですけど、私ども検証委員会で調べたところですね、あれは結果的に根拠がない、あれといたら怒られますけど、根拠が薄いということが分かりました。

というのはですね、金額で90%、単純に言えば9対1ですね、県内と県外の割合、それで、税金を調べてみたんです。

それで税金で、県内業者か県外業者という形で調べたら、なんと6対4になっちゃたんです。

結果から言えば1割しか県外業者に発注していないのに、税金面では4割も入っていると。

その中身はいろいろ分析しているいろいろ検討したんですが、完全にはできませんでしたが、税金を払っていない県外業者に仕事をさせるなという業界の主張が崩れたんですね、そういう事実も報告書の中には盛り込んでありますので、その点はもう少し、事務局の方から最終報告を渡しておいてください。

よろしくをお願いします。

【清水委員長】

地域要件とランク要件については、この委員会で次回、次々回ですね議論して具体的にどのくらいの範囲にするかということを含味しますので、その時に改めて議論したいと思います。

【佐々木委員】

従前の委員の方には12月12日付けで改革案もらっていますので、これは安齋委員の言うとおり事務局の方から渡していただければと思います。

私は安齋委員がおっしゃたのと同意見です。

ただ、ランク付けのところは前の改革案の中でも、Sランクが非常に少ないとか触れてますので、今回も実は答申の中で、最終的な答申の何ページになりますかね、格付けの関係については、具体的なやつが出ていないので、適切に変更されるだろうという前提でこの案に賛成で、3000万円は暫定的にはということでもよろしいのではないかと。

【清水委員長】

そしたら、3000万円に線を引いて、スタートするということについては、この委員会としては、それで差し支えないということでもよろしいですね。

【松野委員】

我々委員は前もって資料をいただいているわけですから、前もって読んでくるということが

大前提で、これをもう一度読み返すようなことは止めていただきたい。

時間の無駄以外の何ものでもない。

今日ですね、3000万にするかどうかということ自体がですね、議事になるというのはどこに書いてあるんですか。

議題として書いていない。

そして、今日説明して、そして急に3000万がいいですか5000万にしますか、ここで早く決めてくださいと言われてもですね、それはちょっと筋が違う。

まあ、それはすっかり読んできてますけど、だとすればですね、これは、私いただく時点で、これについて委員として議論してもらいますからということで、議題として載っけておいていただかないと、急に3000万がいいですか、前の委員会でもそうやってました、そういう意見はちょっと私は議論として、新たな委員会の議論としては成り立たない。

【清水委員長】

提案という風には記されていないけれども、資料6の2ページにですね、四角で囲って提示してあるのは、この件について意見を求められている、そういう主旨なんですよ。

【松野委員】

そんなこと言いながら、資料6の2ページのどこに書いてあるんですか、そんな無茶な話。

私には、申し訳ないですけども、これについては、次回、先生方が意見を上げる。

そういう風に結論をそれぞれの先生方に発表してもらわないと。

【清水委員長】

これは、ここで決めることではないんですが、スケジュール的にどうですか。

【行政経営参事】

すぐ、例えば明日から実行するというものではございませんので、御意見は伺って、できるだけ早く決めたいと思っております。

県としては、御異議がなければ、そういう形で事務手続を進めたいという主旨です。

確かに、どの点をお諮りして、どこが報告でというところのメリハリが、ちょっと羅列をしてしまったために分かりにくかったところは、非常にお詫びしたいと思いますが、今後の委員会の中で資料を出す際、それから、議題にお諮りする際は、その位置付けを明確にして、出させていたいただきたいと思いますが、今日につきましては、資料の6につきましては、今日御意見として出していただければ、幸いかなということでございまして、これについては、実質的に来年度からどんどん進めていきたい。

次回以降につきましては、特に、地域要件と格付要件については、何度か御議論をいただく形になりますので、そういった形で、できれば、今日は、資料6の件につきましては、一定の御意見をいただいております。

よろしく申し上げます。

【清水委員長】

先ほど佐々木先生からもですね、議題については委員長と当局の方でもっと良く詰めてくれと言われました。

その点はこれからちょっと改善したいと思っております。

【小川委員】

今のと同じ関連なんですけど、私も今回の件は、何を今日の委員会で決めるのかっていうのは新聞で分かったんですね。

新聞にかなり早くから、3000万にするとか1000万にするというのを、今日の委員会で協議する案件だということが新聞に出ておりましたけれど、私たちにはそういった内容は何も通知がなかったものですから、電話で私も確認したような次第ですので、やっぱり委員の方に早くからそういった情報を先にいただいて、何が今おっしゃったように報告事項で、何が協議事項なのかということをお知らせいただいて、資料を送ったから今日まで考えておいてくれということは是非止めていただきたいと思っております。

【清水委員長】

分かりました。

今10分ですので、条例等についての議論を今日はやめます。

今年度内にこの委員会が何をするのかということ、そっちの方を確認しましょう。

ですから議題としては、8番目の今後のスケジュールについてというところに入りますので。

【佐々木委員】

議題の進め方さっき委員長に言ったのは何かというと、設置要綱が変わったとたんに、実は入札及び契約の適正化に関する重要事項の審議を行いなさいよとなった。

変更が承認された段階でここに書いてある事項は、全て審議事項だという意味は分かるんです。

委員長と事務局できちんと議題の取り方についてはされた方がいいかなと思います。

重要事項の諮問を受けて、その事項に関してこの委員会で意見をいうことができるという、意見を上申するという手続が、採決としては別に意見なんて拘束されず、採決を尊重するというまでの意味ではないんですけどね、そこまではないんですけど、うちの方としてはこれでいいですよ、これについてはダメですとという意見をこっちに返すというための手続をやっているわけです。

ただ、大事なことなので、先ほど10万円の件の時に意見を言わせていただきたかったのは、10万円以下の実態調査分らないんですよ、どのくらいあって、実は10万円以下の方が金額が多いのか少ないのかという判断が出来ないので、10万円以下でおよそこのくらいで、金額でこのくらいで大したことないですよということになれば、なるほどなと思うんですけど、実際内容を聞いたら、件数が10万円以下の方が多いいというんであればね、問題なんですけど、次回までに報告していたければと思います。

【清水委員長】

それでは、この委員会の年度内の予定について、お諮りをしたいと思います。

事務局の考え方を。

資料の9ですね。

【行政経営参事】

(資料9により説明)

本日の件でございますが、ちょっと確認だけさせていただきたいと思いますが、資料5につきましては、2月1日から10分の1から10分の2にする、参加資格の制限も18カ月から24カ月にするというのは基本方針上決まっております、これについては、改正手続を進めているところでございますが、資料5の4ページの件でまだまだいろいろ御意見があるということであれば、次回、再就職の取扱いについて、もう一度、議論をいただいてもよろしゅうございますし、あと、資料6、3000万のライン、資料7の契約事務改善の基本的方針、例えば、10万円未満の単独随契がどうかということでございますが、そういったことを整理していただきまして、委員会で具体的に聞きたいということであれば、再度2月に委員会で議論していただいても差し支えございません。

その辺の整理をしていただければ、大変ありがたいと思っております。

以上です。

【清水委員長】

そうすると、2月1日からの早速実施になる件については、この委員会が意見集約する前に既に実施に入ってしまうということになりますので、委員会としては、後追いになってしまう。

しかし、審議することは構わないですね。

そういうことで継続審議ということでもよろしいかと思えます。

それから、松野さん、先ほどの3000万円の件なんですけれども、継続審議とした方がよろしいか、あるいは、

【松野委員】

委員の方がちゃんと思っ、今日来ていらっしゃるんであれば、それはもうそれで決めていただい、

【清水委員長】

ということはあれですか、引き続き審議するとしても、実務的にはそんなに支障ないですか。

やっぱりまずいですか。

【行政経営参事】

実質、これに今連動しまして、補正予算等々の対応の部分で、同じような形で連動して3000万で進めたいと思ってまして、年度内に、その作業をちょっと2月頭から早急に入りたいと思いますんで、もし今日ですね、どうしてもダメだということではない限りもし意見を集約していただければ、大変ありがたいということです。

事務作業を全体的に進めたいという主旨であります。

【松野委員】

私は意見を申し上げただけで、委員長がどうしてもこれは決めるということであれば、決めていただいてよろしいんじゃないでしょうか。

【清水委員長】

それではそのようにさせていただきたいと思います。

今後必要な議論はですね、続けていくということでもよろしいかと思います。

【安齋委員】

先ほどの質問に絡むんですけれども、公表の自粛期間で、そこで質問した参事ポスト、結論からいって別に大した意味はありません。

残念ながら需要との関係で天下りはたぶん要請はないと思いますので、参事以上であろうがなかろうが、そんなにはないと思います。

参考までに言っただけです。

【清水委員長】

会議の日程なんですけれども、予定はいつでしたっけ。

【総務部総務予算主幹】

次回それから第3回ということで予定させていただいておりますが、委員の皆様方から空いてる日を事前にお伺いさせていただきました。

その中でできるだけ多くの委員の方が出席できる日ということで調整させていただいたんですが、次回、第2回につきましては2月の9日午後2時30分から開催させていただきたいと思っております。

また、第3回につきましては、2月の16日午前9時からお願いしたいと思います。

繰り返し申し上げますが、次回、第2回につきましては2月9日の午後2時30分、第3回につきましては、2月16日の午前9時からということで、会場等につきましては、別途御案をさせていただきたいと思いますので、出席できない委員の方々につきましては、誠に申し訳ございませんが、御了承いただければと考えてございます。

【清水委員長】

人数が多くなりましたんで、なかなか全員出席は難しいというのはやむを得ないと思います。日程的にはよろしいですか。

ちょうど3時半なんですけど、何かございますか、最後に。

どうも時間配分がうまくいきませんで、大変申し訳ありませんでした。

引き続き審議を続けることとなりますので、ひとつよろしく願います。

新しい委員の方で質問等ございましたら、私と安齋さんは検証委員会のメンバーでしたので、その中身は承知しております。

あと事務局の方に御質問いただきたいと思います。

では、今日はこれで会議を終わります。

お疲れ様でした。

【総務部総務予算主幹】

本日は、清水委員長を始め、皆様方には本当にどうもありがとうございます。

以上を持ちまして第1回入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。